

質 問 回 答 書

件名： 令和5年度 物品・役務第4号甲良町立こども園カラー複合機リース業務
場所： 甲良町横関地先（甲良東こども園）、甲良町呉竹地先（甲良西こども園）
期間： 令和5年7月1日 から 令和10年6月30日 まで

質 問 事 項	①料金の請求につき、月額基本料金はリース会社が、超過従量金は受注者（納入業者）が請求を行うことは可能でしょうか。
回 答	① 可能です。